

【学部・給付】

給付奨学金の継続手続きについて

【インターネットによる奨学金継続願の提出期限】

2023年 1月19日（木）まで

※入力可能時間 8：00～25：00（12月29日～1月3日は提出不可）

この手続きを行わなかった場合、次年度から奨学金は給付されません。

『「給付奨学金継続願」準備用紙』をよく確認して手続きしてください。



ホームページからダウンロードするか、
学生支援部門で受け取ってください。

【注意事項】

★「給付奨学金継続願」の記入内容と、学修成績等から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等の判定結果を機構に報告します。

★適格認定（学業）の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）となります。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。

※給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）については、ホームページから添付ファイル「給付奨学金継続願」の提出手続きについて」を確認してください。

★修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合、4月以降の奨学金は廃止されます。

★大学のパソコンを利用し提出するときには、個人情報を守るため、使用後はメニューの『ツール』→『インターネットオプション』から履歴の削除をしましょう。

★4月以降に奨学金を希望しない場合でも入力が必要です。「希望しません」を選んで入力してください。

問い合わせ先

山口県立大学 学生部
学生支援部門（担当：中原）
Tel：083-929-6507
Mail：gakuseik@yamaguchi-pu.ac.jp